

宇部市産業人材育成支援事業実施要領

(趣旨及び目的)

第1条 本要領は、市内中小企業等が、自社の変革に向けて行動できる人材を育成するために実施する宇部市産業人材育成支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

- (1) オンライン学習 宇部市が提供するオンライン動画学習プラットフォーム「UdemyBusiness」（以下「UB」という。）をいう。
- (2) ライセンス UBを受講するための権限（宇部市が契約しているものに限る。）をいう。
- (3) アカウント ライセンスに基づき UBにログインするためのユーザー情報をいう。
- (4) 学習管理システム UBに付属する学習状況の把握、学習履歴の確認等ができるサービスをいう。
- (5) ラーニングパス 本事業の趣旨に照らし、受講者に資するものとして、市があらかじめ設定した、受講者に受講を推奨する複数のUBのコンテンツからなる学習コースをいう。
- (6) 受講者 UBを受講する企業又は個人事業主（以下「受講企業」という。）の従業員（グループ管理者を含む。）をいう。
- (7) 総合管理者 UBの受講環境の提供、受講者の学習状況の把握その他本事業全体の管理を行う者をいう。
- (8) グループ管理者 受講企業内において、自社の従業員に対し、UBの受講支援を行う者をいう。なお、受講者と兼ねることができることとする。

(総合管理者)

第3条 本事業の実施に当たっては、宇部市産業経済部産業政策課内に総合管理者を置くこととする。

2 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 受講企業へのライセンスの配分に関すること。
- (2) グループ管理者の登録に関すること。
- (3) 受講者の学習履歴の集計等に関すること。
- (4) その他本事業の実施にあたり必要となること。

(グループ管理者)

第4条 本事業の実施に当たっては、受講企業内にそれぞれグループ管理者を置くこととする。

2 受講企業のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 自社の従業員に対するアカウントの登録に関すること。

- (2) 自社の従業員の学習状況の管理に関すること。
- (3) その他自社の従業員が UB を受講するにあたり必要となること。

(ライセンスの交付対象)

第5条 ライセンスの交付対象となる事業者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であること。
- (2) 交付申請日において宇部市内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業者であること。
- (3) 受講者が、主として上記（2）の拠点において業務に従事する者であり、かつ、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び宇部市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 30 日条例第 19 号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、密接な関係にない事業者であること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第 13 項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。
- (6) 政党その他の政治団体でないこと
- (7) 宗教上の組織または団体でないこと
- (8) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (9) 将来にわたって（4）から（7）の各号のいずれにも該当しないこと及び（8）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。
- (10) 市税の滞納がないこと

2 受講企業においては、受講者が効果的に学習できるよう、受講環境その他の配慮を行うこと。

(対象となる学習)

第6条 本事業の対象となる学習は、『必修講座』、『推奨講座』並びに『自由選択講座』とする。

- 2 受講者は必修講座のほかに、推奨講座の中から 1 講座以上を必ず受講するものとする。
- 3 受講者は、前項に加えて、次の各号に該当する学習に積極的に取り組むよう努めるものとする。
 - (1) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習
 - (2) 自社の業態転換、事業多角化及び DX の推進等、今後の事業展開に資する学習

(受講申請)

第7条 ライセンス交付を希望する企業は、LOGO フォームもしくはオンライン学習受講ライセンス交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合、履歴事項全部証明書。個人事業主の場合、住民票（発行日から3月以内のものに限る。）
- (2) 申請者の業種及び主たる事業がわかる資料（会社概要等）
- (3) 市税に滞納がないことの証明書（発行日から1月以内のものに限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 1受講企業あたりのライセンスの最大交付数は、以下のとおりとし、うち1ライセンスはグループ管理者用とする。

- (1) 常用雇用従業員数が10名未満の企業 2ライセンス
- (2) 常用雇用従業員数が10名以上50名未満の企業 3ライセンス
- (3) 上記以外の企業 5ライセンス

3 募集期間その他受講企業の募集に関することについては別途定めることとする。

(受講者の決定)

第8条 市長は、ライセンスの交付申請を受けたときは、申請内容が本要領に合致しているかを審査し、受講の決定について、申請者にオンライン学習受講ライセンス交付通知書（様式第2号）により通知する。

2 ライセンスは、先着順に決定する。ただし、多くの企業が受講できるようライセンス交付数の調整を行う場合がある。

(ライセンスの交付)

第9条 ライセンスは、総合管理者が交付する。

2 ライセンスの交付数は、受講者1人につき、1つとする。

3 受講料は1ライセンス当り5か月5,000円（消費税込み）とする。

4 受講企業は、前項の受講料を市に支払うものとする。なお、次条第3項各号に基づく取り消しを受けた場合及び、自社の都合により受講を中止した場合の受講料は返還しない。

5 総合管理者は、オンライン学習受講ライセンス交付通知書（様式第2号）を交付した後、アカウントを配分する。

(ライセンスの有効期限及び取り消し)

第10条 本事業におけるUBのライセンスの有効期限は別途定めることとする。

2 ライセンスは、有効期限を経過したとき自動的に失効する。

3 市長は、次のいずれかに該当する場合、ライセンスを取り消すことができる。

- (1) 受講状況が著しく悪く、受講計画の達成が困難であると認められる場合
- (2) ライセンスやアカウントを第三者に譲渡し、又は利用させた場合
- (3) アカウントを複数の個人で共有した場合
- (4) Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件への違反が認められる場合

(5) その他本実施要領の定める規定への違反が認められる場合

(UB の受講方法等)

- 第11条 総合管理者からライセンスの配分を受けたグループ管理者は、受講者に対し、アカウント登録の招待メールを送付し、受講者は氏名、メールアドレス、パスワードを登録する。
- 2 グループ管理者は、割り当てられたライセンス数を超えて、アカウント登録をさせてはならない。
- 3 アカウントは、原則、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。
- 4 受講者は、パスワードを紛失したときは、総合管理者及びグループ管理者へ速やかに連絡しなければならない。
- 5 その他受講に当たって必要な事項については、オンライン学習受講マニュアル、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件に定めるとおりとする。

(受講の中止等)

- 第12条 受講企業は、自社の都合により受講を中止する必要があるときは、オンライン学習受講中止届（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

- 第13条 受講企業は、受講期間が終了したときは、オンライン学習受講報告書（様式第4号）を受講期間終了後、20日以内に市長に提出しなければならない。

(効果検証及び成果の普及)

- 第14条 市は、学習管理システム及び報告書等の結果について評価を行うとともに、一定期間経過後、受講企業、及び受講者に対しアンケートやヒアリングを行うなどにより、事業効果の把握に努めるものとする。
- 2 受講企業、並びに受講者は、市が行うアンケートや成果の情報提供等に可能な限り協力するよう努めることとする。

(その他)

- 第15条 本要領に定めるもののほか、本ライセンスの交付等について必要な事項は市長が定めることとする。

附 則

この要領は、令和6年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月24日から施行する。